



香川用水 土地改良区だより

第 77 号

発行日 令和6年11月25日
発行所 香川用水土地改良区
香川県高松市
番町5丁目1番29号
TEL087(802)5711
FAX087(802)5744
発行人 事務局長 井川 一郎

第40回香川用水水口祭・ 国営香川用水二期事業竣工記念碑除幕式



令和6年6月11日、三豊市財田町香川用水記念公園にて第40回香川用水水口祭を斎行し、池田香川県知事、仙台中国四国農政局長、津久井水資源機構吉野川本部長をはじめとした多数のご来賓の方々、関係団体の皆様にご出席いただきました。今年の配水の安全と豊穡の秋を願い、神事を執り行ったのち、財田鍬踊り、財田町長野獅子、大野原龍王太鼓が奉納されました。参加者には、丸亀市綾歌町の有志で結成されている碧空会により手打ちうどんが振る舞われ、財田町のこすもす広場、長野明正クラブの方々によるお接待がありました。

今年度は香川用水の通水開始から50周年となる節目の年であり、香川用水の恩恵と水源地域への感謝の気持ちを新たにするとともに、国営香川用水二期事業の完了を記念し、香川用水記念公園「水口の広場」に竣工記念碑を建立し、除幕式を執り行いました。



『灌徳無窮』

題字：理事長 五所野尾恭一

「灌」は灌漑（かんがい）の灌であり、「徳」は恵みや、功德という意味で、「無窮」とは極まりや限りがなく永遠であるという意味です。

田畑に水を注ぎ、配分することの恵みや功德は、いつまでも永久に続くものであるという、香川用水の重要性に思いを込めた言葉であり、香川用水が導水トンネルを抜けて、最初に顔をみせる香川用水記念公園にこの石碑を建立しました。

新役員 決まる

任期満了に伴う役員選挙が、令和6年9月26日開催の第14回臨時総代会において執行され、役員全員の無投票当選が決定しました。今回より新たに女性理事が2名登用されています。

当選された新役員は次のとおりです。(敬称略)

(理 事)

(任期：令和6年10月24日～令和10年10月23日)

被選挙区域名	定数	氏 名	所 属			
			総	財	配	施
全 県 区 1	4人	大 西 秀 人			○	
		大 山 茂 樹	副理事長			
		尾 崎 道 広	○			
		松 永 恭 二		○		
全 県 区 2	1人	大 平 聖 子	○			
		妹 尾 嘉 起		○		
高 松 市	7人	土 居 博 彦				○
		三 笠 輝 彦	副理事長			
		宮 本 欣 貞	○			◎
		森 澤 和 広	○			
		山 下 稔 則		○		
		山 田 勉 則			○	
丸 亀 市	3人	土 岐 邦 彦		○		
		松 下 正 和				○
坂 出 市	2人	真 鍋 順 穂	○			
		井 上 昌 也	○			
善 通 寺 市	2人	大 西 悟 史			○	
		藤 田 諭 史				○
観 音 寺 市	4人	安 藤 清 高				○
		石 川 豊			○	
		井 上 浩 司		○		
		高 橋 良 幸	○			
さ ぬ き 市	2人	國 方 幸 治			○	
		鈴 木 登 雄	○			
東 か が わ 市	2人	久 保 博				○
		田 中 孝 博	○	◎		

被選挙区域名	定数	氏 名	所 属			
			総	財	配	施
三 豊 市	5人	安 藤 重 明				○
		糸 川 昇			○	
		北 池 義 徳		○		
		木 下 実 範			○	
		齋 藤 勝 範	◎			
三 木 町	2人	藤 澤 勇 一				○
		森 喜代太			○	
宇 多 津 町	1人	大 坂 秀 美		○		
綾 川 町	2人	福 家 浩 規				○
		水 本 勝 規	○		◎	
琴 平 町	1人	氏 家 孝 志				○
多 度 津 町	1人	古 川 幸 義		○		
ま ん の う 町	2人	黒 木 保			○	
		五所野尾 恭一	理事長			
第1区～第14区	1人	大 井 聡 美	○			
合計			12	10	10	10

(監 事)

被選挙区域名	定数	氏 名	摘 要
全 県 区	1人	有 福 哲 二	総括監事
第1区～第15区	2人	坂 本 守 造	職務代理者

註) 総：総務委員会 財：財務委員会
配：配水管理委員会 施：施設管理委員会
◎：委員長 ○：副委員長 ○：委員
財務・配水・施設の各委員長は総務委員を兼務

理事長に五所野尾恭一氏（再任）、副理事長に三笠輝彦氏（再任）
大山茂樹氏（再任）、総括監事に有福哲二氏（新任）を選任



五所野尾理事長



三笠副理事長



大山副理事長



有福総括監事

理事改選後初めてとなる第147回理事会を11月5日、ホテルパールガーデン（高松市）で開催し、理事長に五所野尾恭一氏（まんのう町選出）、副理事長に三笠輝彦氏（高松市選出）、大山茂樹氏（全県区1選出）を満場一致で選任しました。

また、11月8日、第131回監事会を開催し、総括監事に有福哲二氏（全県区選出）を選任し、第15期目の執行体制が整いました。

新総代 決まる

任期満了に伴う総代選挙を令和6年8月29日に執行し、全員無投票での当選となり、140名の新総代が選任されました。

当選された新総代は、次のとおりです。(敬称略)

(任期：令和6年9月16日～令和10年9月15日)

選挙区域名	定数	氏 名	選挙区域名	定数	氏 名	選挙区域名	定数	氏 名
高 松 市	33人	松 本 芳 博	丸 亀 市	15人	松 永 哲 夫	三 豊 市	22人	秋 山 幸 弘
		真 鍋 光 裕	坂 出 市	8人	田 中 吉 実			岩 本 高 明
		天 野 均 謙			西 村 秀 行			上 田 浩 一
		渡 辺 政 義			北 村 博 文			高 戸 城 秋 則
		七 矢 代 己	善 通 寺 市	7人	木 下 原 郁 光			宮 大 崎 祥 敬
		林 坂 口 文			榎 田 中 家 彦			大 露 原 西 原 佳 秀
		谷 川 本 省 吾			西 久 保 昌 毅			原 細 川 好 欣
		橋 本 藤 浩 正	観 音 寺 市	16人	香 川 昌 幸	三 木 町	7人	前 眞 鍋 口 川
		工 上 砂 正 芳			高 松 光 利 正			川 白 川 弘 幸
		西 羽 岡 雅 宏			岸 山 本 友 規	宇 多 津 町	1人	関 森 野 尾 有 良
		堀 本 道 正			富 河 野 美 三			田 吉 澄 久 志
		河 湊 浮 淀 幸 幸			湊 浮 淀 幸 幸	綾 川 町	6人	近 中 野 藤 安 裕
		川 久 谷 保 初 正			久 合 齋 白 山 隆 光			市 小 高 富 日 松 横
		谷 藤 赤 楠 成 好 小 辻 福			山 合 田 吉 行	琴 平 町	2人	原 島 尾 岡 笠 家 内
		岸 上 博 文	さ ぬ き 市	9人	梅 池 崎 藤 崎 村 田 井 字 村 島 松 馬 野	多 度 津 町	3人	柴 村 賢 三
		田 都 寺 内 大 杉 行 内 鈴 松 安 眞 竹			野 遠 野 木 長 蓮			橋 松 大 大 野 本
								川 本 方 林 中 井
丸 亀 市	15人	上 博 文	東かがわ市	6人	大 松 小 赤 有 矢	まんのう町	5人	山 和 田 悟 忠
		田 都 寺 内 大 杉 行 内 鈴 松 安 眞 竹						田 島 和 哲
								田 島 鍋 兼 川 岡 嶋 山
								京 白 田 寺 秋

第14回臨時総代会を開催



9月26日、午前10時から高松市福岡町ホテルパールガーデンにおいて、第14回香川用水土地改良区臨時総代会を開催しました。改選後の新たな総代140名中111名にご出席いただき、池田香川県知事、谷久香川県議会副議長、宮本香川県土地改良事業団体連合会長ほか、多数のご来賓のご臨席を賜り、盛会裏に開催されました。

五所野尾理事長の招集挨拶の後、議長に丸亀市選出の総代 松永哲夫氏を選出し、事務局より3件の報告事項の後、令和5年度事業報告及び一般会計収支決算並びに財産目録の承認について審議が行われた結果、原案どおり可決承認されました。最後に三笠副理事長の閉会挨拶で臨時総代会は滞りなく終了しました。

五所野尾理事長挨拶

総代選挙にて当選されました総代の皆様に対してお喜びを申し上げますとともに、改選後初めて総代会に出席いただき、お礼申し上げます。今後、任期の4年間、香川用水土地改良区の運営管理にご尽力を賜るよう心からお願い申し上げます。

さて、農業・農村の情勢については、近年、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加などとともに、頻発化・激甚化する豪雨、地震等の自然災害のリスクの高まりなど、我々土地改良区を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした中、国においては、ウクライナ侵攻や世界的な人口の急増、気候変動などで食料の安定供給への懸念が高まったことなどから、食料・農業・農村基本法が25年ぶりに本年5月に改正されました。その中で、農業生産基盤については、従来の農地の大区画化や農業用排水施設の整備推進に加え、気候の変動対策やスマート農業の導入、施設の適切な保全管理などが新たに追加されたところであり、香川用水土地改良区としても、こうした農業情勢や施策に柔軟に対応していく必要があると考えております。

ここで、折角の機会ですので、香川用水土地改良区の現状についてご報告をさせていただきます。

まず初めに、香川用水の水事情についてであります。今年は昨年秋以降の少雨傾向により、2月8日から冬渇水での3年連続となる取水制限が始まりましたが、2月以降の平年を上回る降雨により、3月13日に解除となりました。しかしながら、7月中旬以降、早明浦ダム上流域でほとんど降雨が無かったことから、8月16日から再度の取水制限が開始されたところでありますが、現在は、台風10号等の降雨により、取水制限は解除されております。近年の気象状況は大雨や渇水が集中化、激甚化しており、今後とも厳しい状況が想定されますので、皆様方のご理解・ご協力の程、よろしくお願い致します。

次に、賦課金の収納状況についてであります。香川用水土地改良区運営の原資となる経常費賦課金8,799万円余は、7月1日を納付期限としていたところ、関係市町からは既に全額納付をいただいております。これも偏に、

関係市町の香川用水に対する温かいご理解の賜物と感謝しております。

3点目は香川用水施設についてであります。農業用水専用区間については、皆様ご存じのとおり、平成26年度から実施しておりました、国営かんがい排水事業香川用水二期地区が本年3月に事業完了となりました。工事の実施に当たっては、皆様方には配水調整も含め、何かとご不便等をお掛けしてきたところであり、改めてお礼を申し上げます。

一方、水資源機構が管理する香川用水幹線水路の共用区間においては、令和2年度から香川用水施設緊急対策事業が実施され、今年度は当初予算2億円で、香川用水取水工や神田チェックにおいて耐震補強工事が行われており、今年度の事業完了に向けて順調に進んでいると伺っております。

これらの香川用水施設の整備においては、本日ご出席いただいている、水資源機構をはじめ、香川県や関係機関の皆様方のご理解とご尽力の賜物であり、厚くお礼申し上げます。香川用水土地改良区としては、これらの農業水利施設を健全な姿で後世に継承していくため、これら事業の完了を契機として、より一層施設の適正な保全管理に取り組んで参ります。

最後に、香川用水通水50周年についてであります。今年は、昭和49年に香川用水が暫定通水してから50周年となる節目の年となります。先般、7月29日に香川用水通水50周年記念式典が開催され、今後も香川県を中心に50周年記念行事として様々なイベントが企画されております。香川用水土地改良区としても、各種行事を通して香川用水の仕組みや恩恵、さらには高知・徳島両県民に対する感謝などについて、県民の皆様に広く理解を深めていただくよう協力して参ります。

本日の臨時総代会では、報告事項として早明浦ダムの貯水状況についてなど3件、議事として令和5年度事業報告等について、お語りすることとしております。この後、選任される議長のもとで議事進行して参りますので、総代の皆様方には、慎重なご審議の程、よろしくお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

<おことわり>紙面の都合により要約しております。

臨時総代会にて議決された議案

第1号議案 令和5年度事業報告及び一般会計収支決算並びに財産目録の承認について

令和5年度一般会計収支決算の概要

令和5年度一般会計収支決算は、収入総額444,089,988円に対し、支出総額393,346,820円となっており、50,743,168円を令和6年度に繰越すこととなりました。

収 入		支 出	
科 目	決算額	科 目	決算額
1 土地改良事業収入	358,587,441	1 土地改良事業費支出	203,635,261
2 附帯事業収入	43,520	2 一般管理費支出	33,075,818
3 基本財産運用収入	22	3 土地改良事業負担金支出	76,952,492
4 特定資産運用収入	2,104,536	4 固定資産取得支出	0
5 補助金等収入	24,702,293	5 基本財産積立支出	22
6 業務受託料収入	3,693,686	6 特定資産積立支出	79,682,117
7 雑収入	3,225,804	7 雑支出	1,110
8 基本財産取崩収入	0	8 予 備 費	0
9 特定資産取崩収入	80,510		
10 固定資産売却収入	0		
11 繰越金	51,652,176		
収入合計	444,089,988	支出合計	393,346,820

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資産の部)			(負債の部)		
1. 流動資産			1. 流動負債		
現金及び預金	57,651,438		未払金	6,785,697	
未収賦課金等	2,570		預り金	603,451	
その他未収金	480,878		流 動 負 債 計		7,389,148
流 動 資 産 計		58,134,886			
2. 固定資産			2. 固定負債		
(1)基本財産			職員退職給与引当金	57,385,271	
基本財産積立金	1,149,315		役員退任慰労金引当金	22,326,293	
出資金（基本財産）	2,600,000		固 定 負 債 計		79,711,564
基 本 財 産 計		3,749,315			
(2)特定資産			負 債 の 部 合 計		87,100,712
所有土地改良施設	444,205		(正味財産の部)		
土地改良施設用地等	9,644,772		1. 指定正味財産		
受託土地改良施設使用収益権	59,814,488		受取補助金	333,147	
職員退職給与積立金	57,385,271		(うち基本資産への充当)		
役員退任慰労金積立金	22,326,293		(うち特定資産への充当)	(333,147)	
香川用水決済金積立金	1,174,910,336		指 定 正 味 財 産 計		333,147
香川用水施設維持管理積立金	1,390,668,363				
特 定 資 産 計		2,715,193,728			
(3)その他固定資産			2. 一般正味財産		
土地	75,233,333		一般正味財産	2,918,668,328	
建物	150,456,106		(うち基本資産への充当)	(3,749,315)	
車両運搬具	6		(うち特定資産への充当)	(2,635,149,017)	
器具備品	3,334,812		一 般 正 味 財 産 計		2,918,668,328
ソフトウェア	1				
そ の 他 固 定 資 産 計		229,024,258			
固 定 資 産 計		2,947,967,301	正 味 財 産 の 部 合 計		2,919,001,475
資 産 合 計		3,006,102,187	負債及び正味財産合計		3,006,102,187

香川用水クリーンアップ大作戦'24

～小学校への出前授業&児童との合同による清掃活動～

香川用水土地改良区では、平成15年度から県内の小学4年生を対象に、当土地改良区の職員が講師となって香川の水事情や香川用水の重要性などを伝える出前授業を行っており、今年度は県内12校で実施しました。

香川用水の大切さを分かりやすく且つ楽しく学んでいただくためにクイズを多く取り入れるなど毎年試行錯誤を重ね授業を行っております。また、普段は立ち入ることのできない幹線水路内に入り、施設の説明や清掃活動を通じて、香川用水と子供達を結ぶ貴重な体験学習の場となっています。

出前授業			出前授業&クリーンアップ		
実施日	小学校名	児童数	実施日	小学校名	児童数
6月21日	さぬき市立造田小学校	29	10月24日	三木町立氷上小学校	97
6月25日	三豊市立比地大小学校	21	10月30日	三木町立田中小学校	12
6月26日	観音寺市立豊田小学校	28	11月11日	高松市立植田小学校	12
7月5日	高松市立三溪小学校	83		高松市立東植田小学校	3
7月8日	三豊市立笠田小学校	17	11月13日	高松市立大野小学校	68
11月7日	高松市立川島小学校	63	出前授業&施設見学		
計 6校 241名			実施日	小学校名	児童数
			9月6日	さぬき市立さぬき南小学校	22
			計 6校 214名		
			合計 12校 455名		



クイズ形式の授業



測量機器を用いた雨量の説明



水路内の清掃活動



東部幹線揚水機場内の見学

祝 香川用水通水50周年

香川用水通水
50周年

香川用水は昭和49年に通水を開始して以来、令和6年で50周年を迎えました。水資源に恵まれない香川県にとって、香川用水は県民生活や経済活動等に重要な水源となっています。

今年度、通水50周年を記念し、様々なイベントを開催しております。

香川用水通水50周年記念式典

令和6年7月29日、サンポートホール高松第1小ホールにて『香川用水通水50周年記念式典』（香川県・香川県広域水道企業団主催）が開催されました。はじめに、主催者の池田香川県知事が式辞を述べ、共催者である五所野尾理事長、金尾水資源機構理事長の挨拶に引き続き、県選出国會議員をはじめとする来賓の皆様から祝辞を賜りました。

当日は、国・四国各県の関係機関などから約200名が出席のうえ、全国大会で優勝した飯山高校の生徒による花生けパフォーマンス、ユネスコ無形文化遺産に登録されているまんのう町佐文地区「綾子踊」が披露され、水源地域への感謝を伝えるとともに、香川用水の重要性を再認識する式典となりました。



池田香川県知事式辞



五所野尾理事長挨拶



綾子踊

香川用水通水50周年記念事業関連イベント

香川用水ウォーキング

令和6年10月27日、三木町で『香川用水ウォーキング』（香川県主催）が開催されました。

総勢約250名の参加者が三木町総合運動公園をスタート地点に、山大寺池、太古の森、香川用水東部幹線水上第2開水路をめぐる約4.1kmのコースを歩きました。

運動公園では香川用水の概要説明や水源地域への感謝、香川用水と県内ため池との関係について、また、山大寺池では香川用水通水前の苦労話や通水後の水利調整のお話がありました。

当土地改良区は、東部幹線水上第2開水路において昨年度まで実施されていた国営香川用水二期事業の紹介や日頃の維持管理について説明を行い、普段立ち入ることができない水路内で、国営事業により改修された水路の状況等をご覧いただきました。



香川用水概要説明



山大寺池説明



氷上第2開水路説明



開水路改修状況の見学

香川用水通水50周年記念事業関連イベント

身近な水路見学バスツアー

令和6年11月9日、『身近な水路見学バスツアー』（香川県主催）が開催されました。

東部幹線大野第2開水路、東部浄水場、岡田開水路、金毘羅トンネル、香川用水管理所など県内の香川用水施設を見学するツアーで、農業用水専用区間では高松市香川町にある大野第2開水路をご観いただきました。

農業用水を配水する施設の操作方法や上水道用水との違いなど様々な質問やご意見があり、土地改良区としても大変有意義な時間となりました。

バスツアーは12月14日にも開催される予定です。



「水資源機構営」

香川用水施設緊急対策事業の進捗状況について

水資源機構営「香川用水施設緊急対策事業」が総事業費38億円、事業工期が令和2年度から令和6年度の5年間で実施されています。

最終年度となる令和6年度は、前年度に引き続き、事業費約2億円で取水工や東部幹線水路の開水路及び水位調節施設の耐震対策工事が実施され、現在は事業完了に向けて、復旧工等を残すのみとなっています。



RC増厚工

【年度別実施計画表】

全体計画		令和5年度迄	令和6年度
施設名	事業量	事業量	事業量
1. 取水施設			
(1)取水工（水路、擁壁等）	1 式		
(2)長野川水路橋	1 式		
2. 東部幹線水路			
(1)開水路施設（盛土部）	0.35km		
(2)水位調節施設	2 カ所		
3. 高瀬支線水路			
(1)サイホン施設	2.7km		
(2)トンネル施設	1.1km		
(3)水位調節施設	1 カ所		
4. 測量設計等	1 式		
事業費（百万円）	3,800	3,599	201
累計進捗	100%	95%	100%

組合員の皆様へお願い

令和6年度「維持管理費賦課金」の納入について

納入期限は **令和6年12月16日** 月 です。

単価は **10a当たり800円** です。

賦課金の期限内納入にご協力をお願いします

維持管理費賦課金とは

維持管理費賦課金は香川用水土地改良区が農林水産省より管理受託している施設の維持管理をするために必要な財源です。

なお、休耕田や転作田も維持管理費賦課金の対象となります。



土地改良区への届出について

組合員資格に変更があった場合

- ★組合員が死亡し、農地を相続した場合
- ★農地の売買、贈与、交換等により権利が移動した場合
- ★農地の賃貸借又は解約した場合
- ★農業者年金受給により経営移譲した場合
- ★住所を変更した場合 等



「組合員資格得喪届」の提出をお願いします。

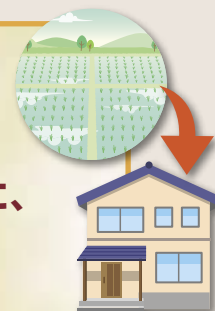
農地を転用する場合

- ★農地を転用する場合(宅地、店舗、駐車場、水路等)

農地転用には、土地改良区の意見書の交付を受けるとともに、**決済金(1㎡当たり26円)**を納入願います。

- ★公共事業用地(道路、河川等)へ転用する場合も決済金は必要です。

※決済金は、土地改良施設を維持管理するための大切な費用です。農地転用等により区内農地の面積が減少した場合、残っている受益農地(組合員)だけで維持管理費を負担することになります。そこで、将来の負担を公平に分配することができるよう土地改良法第42条2項に基づき、決済金納付が義務づけられています。



★上記のような変更が生じた場合には、すみやかに届出をして下さい。届出をしなければ、従来のまま賦課金が賦課されることになります。

お問合せ先：香川用水土地改良区財務課 (☎087-802-5722)
又は関係市町担当課・関係土地改良区





よくあるご質問



&



Q1 土地改良区の賦課金とは何ですか？

A 賦課金とは、**土地改良法第36条**に基づき、香川用水土地改良区の運営や管理している施設の維持補修等に充てることを目的として組合員に対して賦課されるものです。

Q2 農業用水を利用していないのに賦課金を支払わなければならないのですか？

A 香川用水の賦課金は、水道代のように使用量に応じて賦課されるものではなく、香川用水の受益地内の農地から、地積割で賦課をしています。農業用水の利用の有無に関わらず、香川用水の受益地である場合、賦課金を支払っていただく必要があります。

Q3 賦課金を払わなくていいようにすることはできますか？

A 農地を所有している限り、賦課金を収めていただく義務があります。しかし、農地の転用等で用途が農地以外に変更された場合には賦課金の対象外となり、翌年度から支払いの必要がなくなります。ただし、農地転用には決済金の支払いが必要となります。

Q4 香川用水土地改良区と各市町の土地改良区及び水利組合の違いは何ですか？

A 香川用水土地改良区：農林水産省から管理委託を受けて、香川用水の幹線水路、ポンプ場、分水工などの施設の維持管理を行っています。
各市町の土地改良区及び水利組合：地元が管理する水路、ため池、ポンプ施設などの維持管理を行っています。

Q5 農地から山林等へ地目変更を行った場合、賦課金の支払いはどうなりますか？

A 土地改良区の地区内の土地について、農地から非農地（山林、原野など）へ地目変更される土地については、**土地改良法第43条**に基づき、その旨を**土地改良区へ通知（地区除外手続き）**することとなっています。
土地改良区で地区除外手続きと決済金の納付を行わない場合、**来年度以降も賦課金が課されます。**

＝香川用水土地改良区の主な動き＝

令和6年

- 5月29日 吉野川総合開発香川用水事業推進協議会 総会
- 6月11日 第40回香川用水水口祭
国営香川用水二期事業竣工記念碑除幕式
- 12日～13日 JICA研修
- 7月29日 香川用水通水50周年記念式典
- 8月1日 常任委員長会
- 3日 第44回早明浦水神祭（早明浦ダム再生事業見学会）
- 4日 香川用水記念公園 水辺の納涼祭
- 8日 第130回監事会
- 9日 第87回総務委員会
- 19日 第146回理事会
- 9月26日 第14回臨時総代会
- 10月18日 香川用水管理運営協議会
- 27日 通水50周年記念関連イベント 香川用水ウォーキング
- 11月5日 第147回理事会
- 8日 第131回監事会
- 9日 通水50周年記念関連イベント 施設見学バスツアー
- 14日 早明浦ダム視察見学会
- 15日～17日 香川用水記念公園 秋のライトアップ
- 20日 第45回財務委員会
- 22日～23日 2024秋の上下流交流会
- 22日～24日 香川用水記念公園 秋のライトアップ
- 25日 常任委員長会



第44回早明浦水神祭（早明浦ダム再生事業見学会）



香川用水記念公園 秋のライトアップ

今後の予定

- 11月29日 香川用水周知会（西讃）
- 12月3日 香川用水周知会（東讃）
- 5日 香川用水周知会（中讃）
- 14日 通水50周年記念関連イベント 施設見学バスツアー



＝水土里ネット香川用水＝

事務局だより

早明浦ダム視察見学会

11月14日、独立行政法人水資源機構による早明浦ダム視察見学会に参加しました。

平成30年度から令和10年度にかけて実施中の再生事業は、ダムの治水機能を向上させ、吉野川の洪水による被害の軽減を図るために新たに放流設備を新設する事業です。

今年度から堤体の削孔作業が始まり、ダムの水位を下げることなくダム堤体に穴をあけるといいう大規模な工事を見学しました。



ホームページアドレス：<https://www.kagawayousui.com/>
メールアドレス：t-kagawa@kagawayousui.com

